

平成二十年六月四日提出
質問第四七四号

在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

474

在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四二九号）を踏まえ、再質問する。

- 一 本年五月二十五日の新聞が、在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）に勤務するロシア人女性職員二人（以下、「女性職員」という。）が、「大使館」の警備部門の責任者である男性職員（以下、「男性職員」という。）からセクハラを受けたとして、「大使館」に辞表を提出し、セクハラ被害を訴える文書をモスクワの日本メディアに送付したと報道したこと（以下、「セクハラ事件」という。）について、「前回答弁書」では「お尋ねの事案については、現在、在ロシア日本国大使館において調査中であるが、関係者の間で主張が一致しない部分もあることから、御指摘の『訴え』に係る事実関係及び同大使館における対応等も含め事実関係の確認を行つているところであり、現時点においてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、「セクハラ事件」の事実関係の確認に、なぜこれだけ時間がかかるのか説明されたい。

- 二 最初に「女性職員」から「セクハラ事件」の訴えを受けたのは誰か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

三 二の日にちはいつか明らかにされたい。

四 一の答弁にある「セクハラ事件」についての調査（以下、「調査」という。）の対象となっている「関係者」とは誰か、その官職氏名を全て挙げられたい。

五 「調査」の担当責任者は誰か。その官職氏名を明らかにされたい。

六 「大使館」の上月豊久公使は、「セクハラ事件」をいつ知ったか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

七 「大使館」は「女性職員」と何回接触しているか。

八 「女性職員」は、現在も「大使館」に勤務しているか。

九 前回質問主意書で、「男性職員」の様な警備担当の職員が、現地の女性と昵懇になることを外務省として奨励しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「『昵懇になること』の具体的内容が明らかではなく、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。岩波書店の広辞苑第五版によると、

「昵懇」の意味は「こころやすいこと。親しいこと。懇意。」と出ているが、当方の言う「昵懇になる」

とは、性的関係を持つことを意味するものである。「男性職員」の様な警備を担当する職員が、現地の女

性と性的関係を持つことを外務省として奨励しているか。

十 前回質問主意書で、ハニートラップの定義を問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の用語は広く一般に使用されているものではなく、外務省としてその意味についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。しかし、例えば二〇〇四年に在上海総領事館の事務官が自殺したことが報道された際にはハニートラップという言葉がマスコミ等で広く使われ、既にハニートラップという用語は十分に市民権を得ていると考えるが、右の答弁は、外務省としてハニートラップという表現を全く知らないということを指しているのか。明確な答弁を求める。

十一 当方が言うハニートラップとは、主に女性が男性を誘惑し、性的関係を持つことで相手側の弱みとし、男性側を揺する、または何らかの機密情報の提供を求める等の行為を指すものである。ハニートラップを右の様に定義した上で、過去に「大使館」において、ハニートラップにより秘密が漏洩した事件はあるか、あるのならば、それは何件あったか、再度質問する。

右質問する。